

川口市狭あい道路拡幅整備事業に関する手引き

令和8年4月

川口市都市計画部建築安全課

1. 狭あい道路拡幅整備事業の概要	P.2
(1) はじめに	P.2
(2) 事業の概要	P.2
2. 用語の説明	P.2
(1) 狭あい道路とは	P.2
(2) 後退用地とは	P.2
(3) 隅切り用地とは	P.2
(4) 後退義務のない狭あい道路とは	P.3
3. 事前(任意)協議【市道のみ】	P.3
(1) 協議する内容について	P.3
(2) 事前協議について	P.3
(3) 任意協議について	P.4
(4) 事前調査について	P.4
(5) 事前(任意)協議の注意点	P.4
(6) 協議と補助金(助成金)手続きの一般的な流れ	P.5
(7) 必要書類について	P.6
(8) 提出書類の記入例等	P.7
① 事前協議申入書の記入例	P.7・8
② 配置図の作成について	P.9
③ 配置図(事前協議)の作成例	P.10
④ 配置図(事前協議+助成金対象)の作成例	P.11・12
⑤ 申入書(任意協議)の記入例	P.13・14
4. 後退用地の整備と維持管理	P.15
5. 支障物件の設置の禁止等	P.15
6. 道路後退用地分筆補助金	P.16
(川口市道路後退用地整備要綱)【市道のみ】	
7. 狭あい道路拡幅整備助成金	P.16
(川口市狭あい道路拡幅整備助成金交付要綱)【市道のみ】	
8. 条例・条例規則	P.17
・川口市狭あい道路の拡幅等に関する条例	P.17～19
・川口市狭あい道路の拡幅等に関する条例施行規則	P.20～25

1.狭あい道路拡幅整備事業の概要

(1)はじめに

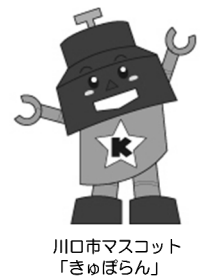
川口市では、狭あい道路の拡幅整備を推進するため、令和6年7月に「川口市狭あい道路の拡幅等に関する条例（以下、「条例」という。）」を施行し、狭あい道路拡幅整備事業を行っております。

この事業は、狭あい道路の拡幅整備を推進することで、日常生活における通行並びに災害時等の避難・通行を確保し、安全な市街地の形成及び良好な住環境の整備を目的としています。

(2)事業の概要

この事業は下記の取り組みを行い、狭あい道路の拡幅整備を推進していくものです。

- 建築確認申請前の事前協議の申し入れの義務化【市道のみ※】 P.3
- 後退用地の整備と維持管理の明確化 P.15
- 支障物件の設置の禁止等 P.15
- 後退用地分筆補助金の活用（市へ寄附する場合）【市道のみ】 P.16
- 狭あい道路拡幅整備助成金の活用（市へ寄附する場合）【市道のみ】 P.16



川口市マスコット
「きゅぼらん」

※「事前協議の申し入れの義務化」の対象は、条例により当分の間は市道のみが対象となります。

2.用語の説明

(1)狭あい道路とは

次のいずれかに該当する幅員4m未満の道を狭あい道路といいます。

- ・ 建築基準法（以下、「法」という。）第42条第2項の規定により指定された道路
- ・ 法第43条第2項第二号として扱う道（法施行規則第10条の3第4項第3号に規定する通路に該当すると市長が認めた道）

※狭あい道路に接する敷地で建築する場合は、原則、道路後退（セットバック）が必要です。

(2)後退用地とは

狭あい道路の中心線から2m後退（セットバック）した線が後退線となり、現状の道路と後退線の間の土地を後退用地といいます。

※後退線については、崖や川などにより、必ずしも道路中心線から2mとは限りません。

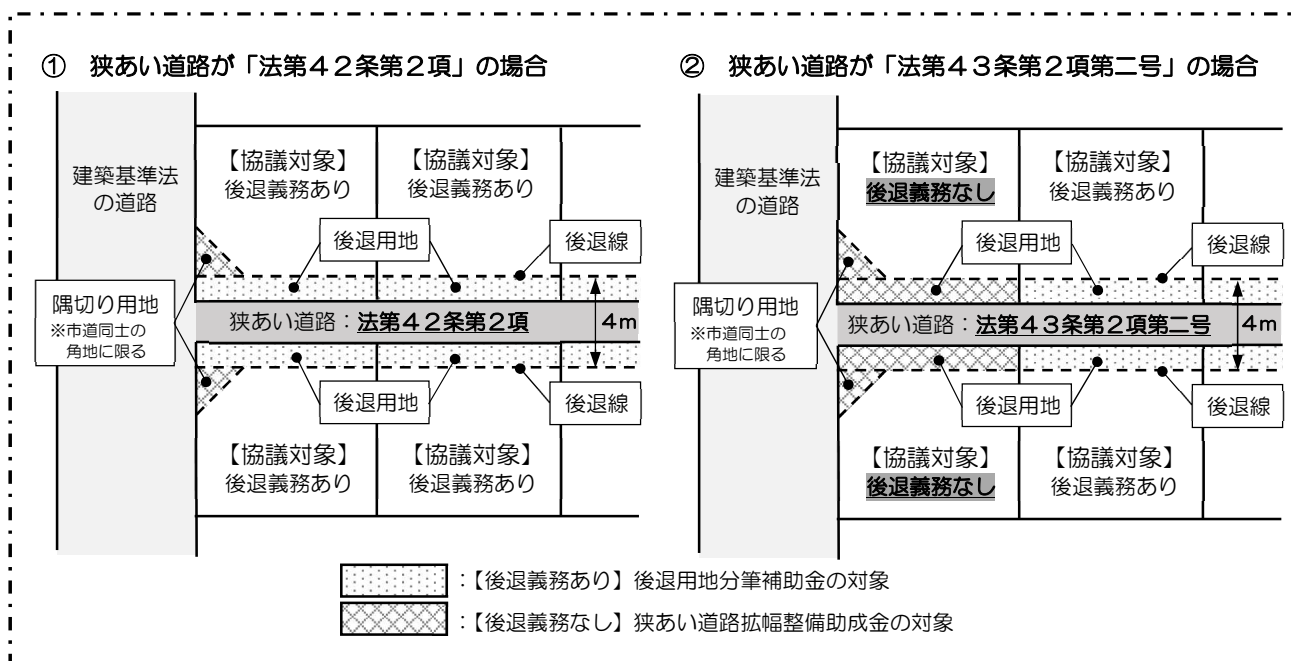
(3)隅切り用地とは

狭あい道路の後退線が、他の狭あい道路の後退線又は幅員4m以上の公道の境界線と交わる箇所の角地の隅角を挟む2辺を含む土地で、原則、敷地の隅を頂点とする長さ3mの底辺を有する二等辺三角形の部分をいいます。

(4) 後退義務のない狭あい道路とは

法第43条第1項の規定による接道を満たす角敷地等に接する法第43条第2項第二号で扱う道が該当します。

■イメージ図



3. 事前(任意)協議【市道のみ】

(1) 協議する内容について

協議項目	協議内容
後退用地の範囲に関する事項	後退用地の範囲について、後退方法等を協議します。
後退用地の権原に関する事項	後退用地を市へ寄附するか、土地所有者のままとするかを協議により決定します。
後退用地の整備に関する事項	後退用地を市が整備するか、建築主又は土地所有者が整備するかを協議により決定します。
後退用地の維持管理に関する事項	後退用地を市が維持管理するか、建築主又は土地所有者が維持管理するかを協議により決定します。

(2) 事前協議について

狭あい道路に接する敷地において、建物を建てる際には、狭あい道路の後退義務の有無に関わらず、建築主は建築確認申請前に川口市と事前協議が必要です。なお、正当な理由なく事前協議の申し入れをしない場合は勧告・公表の対象となります。

(3) 任意協議について

建築計画(新築、建替等)がなくても狭あい道路の拡幅整備に協力して頂ける場合、土地所有者は川口市と後退用地についての任意協議を行うことができます。

(4) 事前調査について

事前(任意)協議前に調査を行ってください。

事前調査項目	問合せ先
建築基準法上の道路の取扱い※	建築安全課建築指導第1・2係
狭あい道路の後退方法※	川口市青木 2-1-1 第一本庁舎 3F
狭あい道路の後退義務の有無※	tel : 048-242-6344 (直通)
事前(任意)協議の手続き内容	048-258-1199
市道の境界確認の有無※	道路管理課境界係
市道の境界確認申請の手続き※	川口市青木 2-1-1 第一本庁舎 3F
	tel : 048-280-1212 (直通)
市道の路線名、認定幅員等※	道路管理課台帳係
市道の道路台帳の確認・取得※	川口市青木 2-1-1 第一本庁舎 3F
	tel : 048-242-3132 (直通)

※道路の取扱い等は電話やメールなどではお答えしておりません。

建築計画や売買において、これらは大変重要な事項です。トラブルの原因となるため、直接建築安全課及び道路管理課窓口にてご確認ください。

※後退用地を市へ寄附を予定している場合

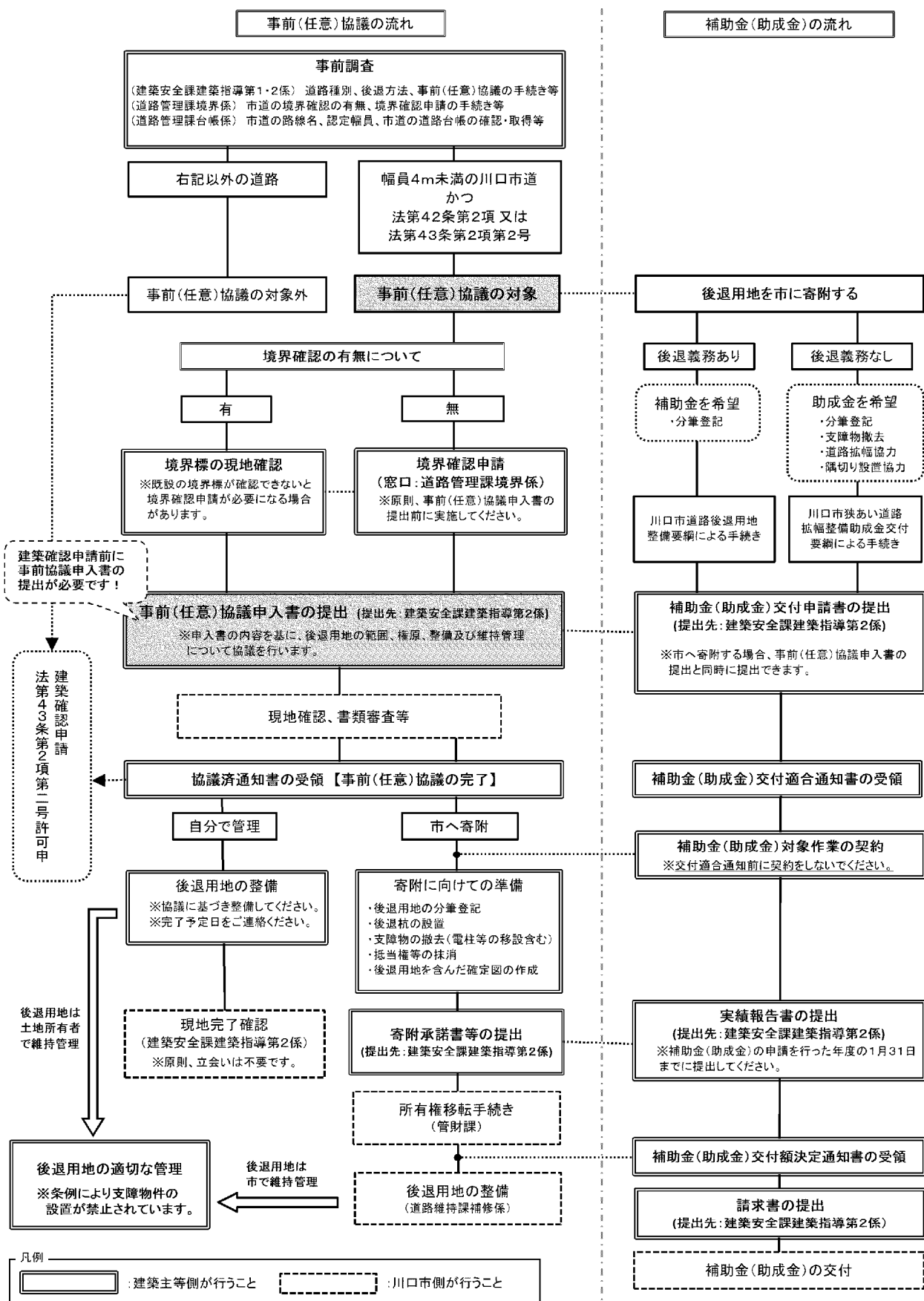
元道内及び後退用地内に電柱等がある場合は、市へ寄附する前に移設が必要となります。

事前に電柱等の所有者と移設についての協議を行ってください。

(5) 事前（任意）協議の注意点

- 狭あい道路の中心線や道路後退線の位置は市が決定するものではありません。
事前（任意）協議の申し入れ前に必ず境界確認申請を行い、申し入れ者の責任のもと、道路境界確定図に基づき設定してください。
- 次のいずれかに該当する場合でも建築確認申請前には事前協議の申し入れが必要です。
 - ① 条例施行前（令和 6 年 6 月 30 日以前）に道路の後退（セットバック）をしている敷地で、再建築する場合。
ただし、既に後退用地を市へ寄附している場合、道路境界確定済みであり、後退線の位置が正確であると判断できれば不要です。
 - ② 過去に事前協議済の敷地で再建築する場合。
ただし、過去の事前協議により後退用地を市へ寄附している場合は不要です。
 - ③ 過去に任意協議済の敷地で建築する場合。
ただし、過去の任意協議により後退用地を市へ寄附している場合は不要です。
- 建築主と後退用地の土地所有者が異なる場合、建築主は後退用地の土地所有者とともに事前協議の申し入れをしてください（条例第6条第3項）。
- 事前（任意）協議を行った者は、事前（任意）協議に係る後退用地に関する権利の移転又は設定をしようとする際は、相手方に協議済みの内容を説明しなければなりません（条例第6条第4項）。
- 協議済通知書の受領後に、協議内容が変更になる場合は建築安全課建築指導第2係にご相談ください。
- 不動産調査における後退線の位置確認のみを目的とした協議は行っておりません。

(6) 協議と補助金（助成金）手続きの一般的な流れ



(7)必要書類について

以下の書類を各2部（正・副）ご準備の上、ご提出ください。

- ☐ 事前（任意）協議申入書
 - ☐ 【事前協議の場合】狭あい道路拡幅整備事前協議申入書（様式第1号）
 - ☐ 【任意協議の場合】狭あい道路拡幅整備協議申入書（様式第3号）
- ☐ 案内図（協議対象地が分かるように印をつけてください。）
- ☐ 公 図（協議対象地が分かるように印をつけてください。）
 - ※3か月以内(最新)に発行されたものとし、インターネット上で取得したものやコピー等の写しによる提出も可能。
- ☐ 登記事項証明書（土地）
 - ※後退用地部分のもの
 - ※3か月以内(最新)に発行されたものとし、インターネット上で取得したものやコピー等の写しによる提出も可能。
 - ※現住所と登記に表示される住所が異なる場合は、住民票の写し等の履歴が分かるものを添付。
- ☐ 配置図
 - ※作成例（P.9～P.12）参照。
 - ※後退用地を市へ寄附予定の場合、道路後退線及び後退寸法等は分筆予定のもので図示してください。
- ☐ 地積測量図（法務局のもの）
 - ※3か月以内(最新)に発行されたものとし、インターネット上で取得したものやコピー等の写しによる提出も可能。
- ☐ 道路境界確定図
 - ※道路管理課より取得したもの(コピー可)
- ☐ 委任状（代理人がいる場合）
 - ※建築主と後退用地の土地所有者が違う場合はそれぞれ必要。
 - ※押印は任意
- ☐ 後退用地部分の状況が分かる写真
- ☐ 後退用地を市へ寄附を予定で後退用地内に電柱等がある場合
 - ☐ 電柱等の移設に関する協議書（協議日、協議先の担当者、連絡先及び協議内容）

※提出書類はA4サイズ、クリップ留めとしてください。

（案内図や配置図等、A3サイズの書類はA4サイズに織り込んでください。）

※郵送やメール等での受付は行っておりません。建築安全課窓口へ直接ご提出してください。

(8) 提出書類の記入例等

① 事前協議申入書の記入例 ※一面

様式第 1 号

狭あい道路拡幅整備事前協議申入書

申入書提出日を記載

令和〇 年 〇 月 〇 日

(あて先) 川口市長

建 築 主

住 所
氏 名
電話番号

川口市青木2丁目1-1
川口 太郎
048-242-〇〇〇〇

押印は不要です。

土地所有者が複数いる場合は、申入
れ者の責任のもと、権利者間で選出
した代表者を記載しても可。(氏名欄に
代表者である旨を記載してください。)
なお、すべての土地所有者を記載する
場合は別紙でも可。

土地所有者

住 所
氏 名
電話番号

川口市青木2丁目1-1
川口 次郎
048-242-〇〇〇〇

川口市狭あい道路の拡幅等に関する条例第6条第1項の規定により、次のとおり
協議を申し入れます。

協 議 箇 所 等	協議に係る土地の 所在地	(地番) 川口市 青木2丁目〇〇番〇〇(建築敷地) 青木2丁目〇〇番△△(後退用地)
	狭あい道路の種別	☒ 建築基準法第42条第2項 ☐ 建築基準法施行規則第10条の3第4項第3号
	工事施工者 ※自主整備を行う 場合のみ記入	所在地 名称 担当者 電話番号
	添付書類	案内図・公図・登記事項証明書・配置図

建築敷地と後退用地の
地名地番をそれぞれ記
載してください。
後退用地が未分筆の場
合は、「～の一部」と記
載してください。

窓口で確認した道路種
別に✓をしてください。

申入書の提出時に未定の場合は空欄としてく
ださい。※決定後に記入していただきます。

下記内容に注意し、添付漏れが無いようにしてください。

- ・案内図: 住宅地図等を利用し、対象地を明確にしてください。
- ・公図: 3か月以内(最新)に発行されたものとし、対象地を明確に表示してください。
- ・登記事項証明書: 3か月以内(最新)に発行されたもの。
※現住所と登記に表示される住所が異なる場合は、住民票の写し等の履歴が分かるものを添付してください。
- ・配置図: 別紙作成例に基づき作成してください。
- ・代理人がいる場合は委任状(押印は不要)も忘れずに添付してください。
※建築主と土地所有者が違う場合はそれぞれ必要。
- ・可能であれば、後退用地部分の状況が分かる写真を添付してください。

① 事前協議申入書の記入例 ※二面

次の項目について、事前協議申入書を提出する時点の

協 議 事 項	1 後退用地の範囲に関する事項		☒ 後退義務あり ☐ 後退義務なし	法第43条第1項の規定による接道を満たす角地等で、法第43条第2項第二号として取り扱う幅員4m未満の市道に接する場合は、「後退義務なし」に✓をしてください。
	後退方法		☒ 中心後退 ☐ 一方後退 ☐ その他（ ）	窓口で確認した後退方法に✓をしてください。
	2 後退用地の権原に関する事項		可能な限り「市へ寄附」をお願いします。	
	後退用地の取扱い	☒ 市へ寄附 ☐ 土地所有者のまま		
	3 後退用地の整備に関する事項		「市へ寄附」する場合は市に✓をしてください。	
	整備を行う者	☐ 整備済み ☒ 市 ☐ 建築主 ☐ 土地所有者		
	整備方法	整備を行う者が「建築主」又は「土地所有者」の場合に記入してください。 原則として、元道と同等仕様での整備をお願いします。 （記入例）L型＋舗装整備／境界石＋舗装整備／コンクリート仕上げ 等 排水計画も併せて記入してください。 （記入例）最終樹から下水本管に接続／雨水は宅内浸透 等		
	4 後退用地の維持管理に関する事項			
	維持管理を行う者	☒ 市 ☐ 建築主 ☐ 土地所有者		
	5 その他		「市へ寄附」する場合は市に✓をしてください。	
令和6年6月30日以前に後退用地を市に寄附している場合は、「その他」欄に寄附年月日を記載してください。（記載例：平成〇年〇月〇日 市に寄附済み）				
土地所有者を代表者とした場合は、申入れ者の責任のもと、権利者間で選出した旨を「その他」欄に記載してください。				

② 配置図の作成について

下記項目をご確認の上、協議用の図面を作成してください。

記載事項に過不足が生じている場合、図面を修正していただく必要があるため、協議に時間がかかります。あらかじめご了承ください。

☐ 配置図 ※建築計画は記載不要です。

☐ 所在地（地名地番）

- ・後退用地と建築敷地についてそれぞれ記載してください。

☐ 方位及び縮尺

- ・原則として縮尺は1/100以上とし、オンスケールで提出してください。

☐ 道路と計画敷地との高低差

- ・道路と敷地に高低差がある場合は路肩の保護方法(土留め擁壁を設ける等)を図示してください。

☐ 敷地境界線の種類と境界寸法（元道境界線、道路境界線(道路後退線)、隣地境界線等）

- ・後退義務がない狭あい道路の場合、道路後退線は通路境界線としてください。

☐ 元道と後退用地

- ・元道境界線及び元道中心線は道路境界確定図に基づいて設定してください。
- ・元道中心線を設定した根拠となる元道境界線及び市境界点は全て図示してください。
- ・元道寸法及び後退寸法は元道中心線に対し直角の位置としてください。
- ・元道に曲点がある場合、後退寸法は曲点毎に図示してください。
- ・幅員等の寸法は原則としてミリメートル単位で図示してください。
- ・後退用地を市へ寄附予定の場合、道路後退線及び後退寸法等は分筆予定の内容を図示してください。
- ・元道境界杭等及び道路後退杭等の位置と種類(コンクリート杭や金属鉋など)を記載してください。※申入れ時に未設置の場合は設置予定のものを記載してください。

☐ 建築基準法上の道路幅員(4m)と後退方法に基づく寸法（道路中心線から2m後退等）

☐ 建築基準法上の道路の取扱い（道路種別等）及び道路調査番号（道路調査No.〇〇〇〇）

☐ 狭あい道路の市道番号及び認定幅員及び境界確認図（確定図）

☐ 自主整備の場合は、排水計画を図示

☐ 後退用地を市へ寄附する予定で電柱等の移設がある場合は、電柱等の種類と移設計画を図示

☐ 後退用地及び隅切り用地の求積図・求積表【事前協議＋助成金対象】

☐ 座標求積表又は三斜求積表（三斜求積の場合、求積図も作図。）

- ・後退用地と隅切り用地は分けて作成してください。

☐ 現況図【事前協議＋助成金対象】※支障物撤去助成金を希望する場合に限る。

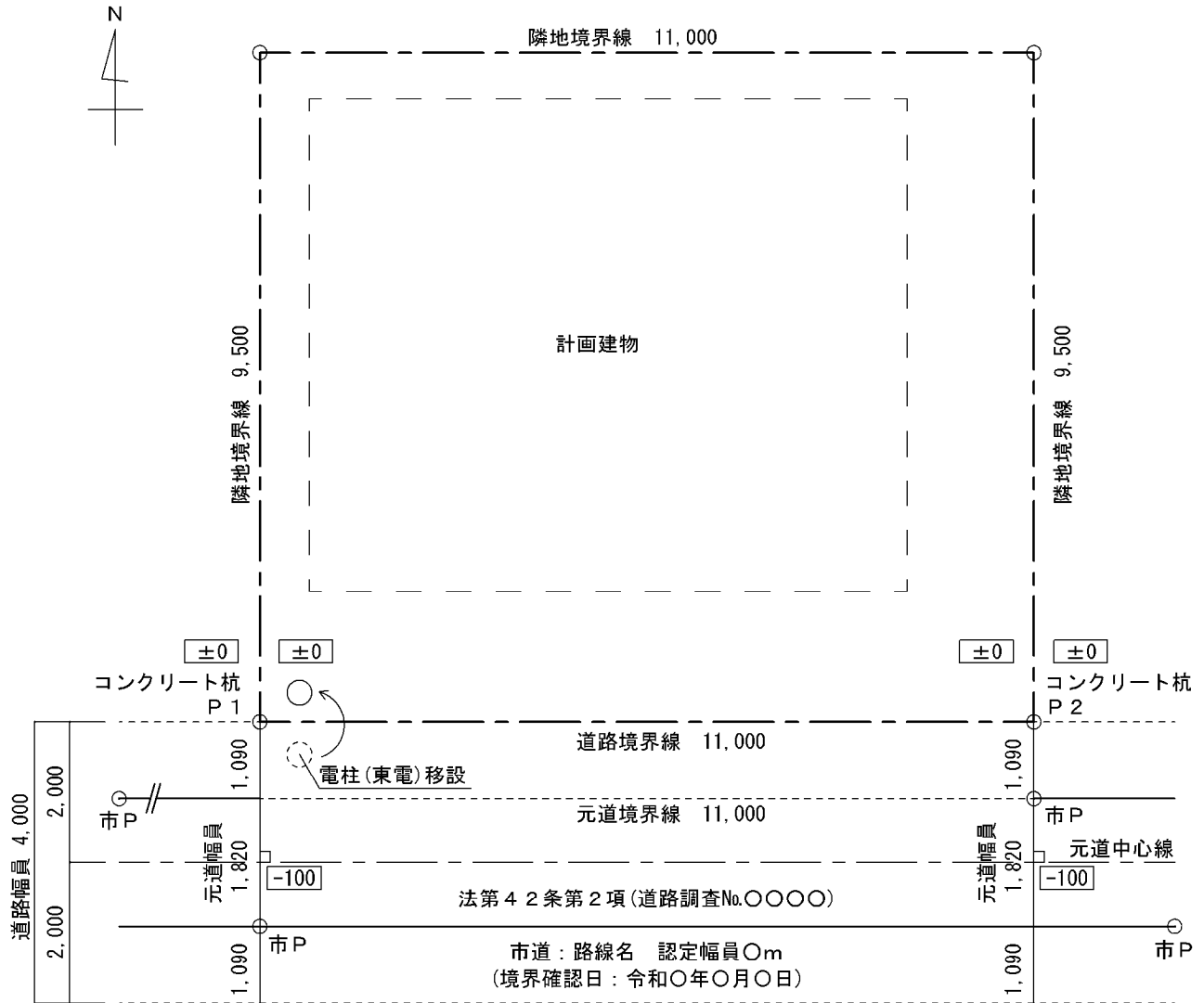
☐ 後退用地内の支障物（門、塀、樹木等（地中物含む））

- ・撤去リストを記載するなど、支障物の範囲や数量がわかるようにしてください。
- ・現況図に図示されていない支障物は助成金の対象となりません。

☐ その他表記方法は計画図に準じて作成してください。

③ 配置図（事前協議）の作成例

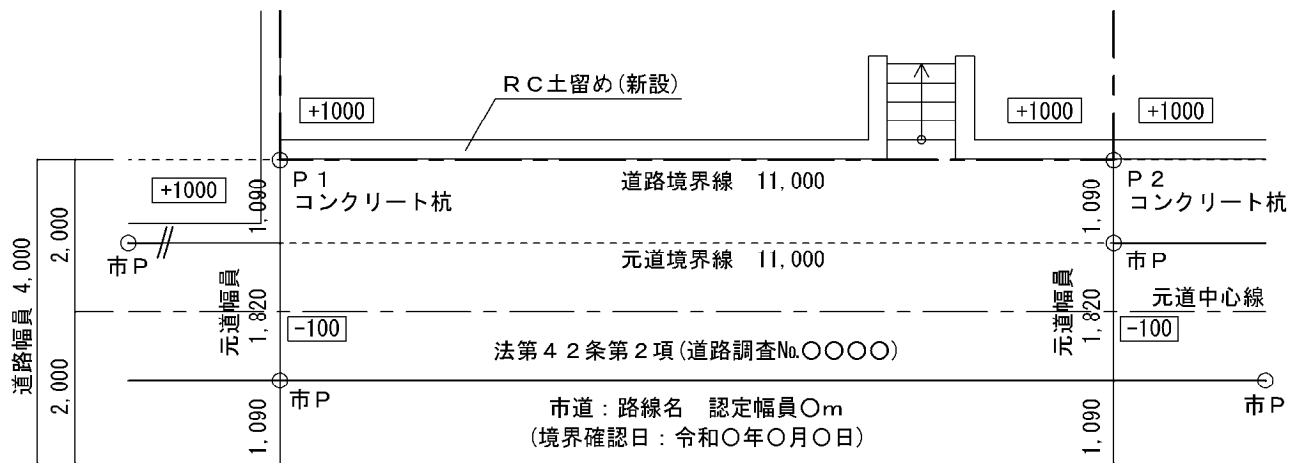
※A3 サイズの場合は A4 サイズに織り込んでください。



配置図 S=1:100

<道路と敷地に高低差がある場合>

路肩の保護方法(土留め擁壁を設ける等)を図示してください。



所在地(後退用地): 川口市〇〇丁目〇〇番〇〇

所在地(建築敷地): 川口市〇〇丁目〇〇番△△

現況図 $S = 1 : 100$



⑤ 申入書（任意協議）の記入例 ※一面

様式第3号

狭あい道路拡幅整備協議申入書

申入書提出日を記載

令和○年 ○月 ○日

土地所有者が複数いる場合は、申入れ者の責任のもと、権利者間で選出した代表者を記載しても可。（氏名欄に代表者である旨を記載してください。）
なお、すべての土地所有者を記載する場合は別紙でも可。

土地所有者 住所 川口市青木2丁目1-1
氏名 川口 太郎
電話番号 048-242-0000

押印は不要です。

川口市狭あい道路の拡幅等に関する協議を申し入れます。

対象敷地と後退用地の地名地番をそれぞれ記載してください。
後退用地が未分筆の場合は、「～の一部」と記載してください。

協 議 簡 所 等	協議に係る土地の所在地	(地番) 川口市 青木2丁目○○番○○(対象敷地) 青木2丁目○○番△△(後退用地)
	狭あい道路の種別	☒ 建築基準法第42条第2項 ☐ 建築基準法施行規則第10条の3第4項
	工事施工者 ※自主整備を行う場合のみ記入	所在地 名称 担当者 電話番号
	添付書類	案内図・公図・登記事項証明書

窓口で確認した道路種別に✓をしてください。

申入書の提出時に未定の場合は空欄としてください。※決定後に記入していただきます。

下記内容に注意し、添付漏れが無いようにしてください。

- ・案内図: 住宅地図等を利用し、対象地を明確にしてください。
- ・公図: 3か月以内(最新)に発行されたものとし、対象地を明確に表示してください。
- ・登記事項証明書: 3か月以内(最新)に発行されたもの。
※現住所と登記に表示される住所が異なる場合は、住民票の写し等の履歴が分かるものを添付してください。
- ・配置図: 別紙作成例に基づき作成してください。
- ・代理人がいる場合は委任状(押印は不要)も忘れずに添付してください。
- ・可能であれば、後退用地部分の状況が分かる写真を添付してください。

⑤ 申入書（任意協議）の記入例 ※二面

次の項目について、協議申入書を提出する時点の予定

協 議 事 項	1 後退用地の範囲に関する事項		法第43条第1項の規定による接道を満たす角地等で、法第43条第2項第二号として取り扱う幅員4m未満の市道に接する場合は、「後退義務なし」に✓をしてください。
	☒ 後退義務あり ☐ 後退義務なし		
	後退方法		窓口で確認した後退方法に✓をしてください。
	☒ 中心後退 ☐ 一方後退 ☐ その他（ ）		
	2 後退用地の権原に関する事項		可能な限り「市へ寄附」をお願いします。
	後退用地の取扱い	☒ 市へ寄附 ☐ 土地所有者のまま	
	3 後退用地の整備に関する事項		「市へ寄附」する場合は市に✓をしてください。
	整備を行う者	☐ 整備済み ☒ 市 ☐ 建築主 ☐ 土地所有者	
	整備方法	整備を行う者が「建築主」又は「土地所有者」の場合に記入してください。 原則として、元道と同等仕様での整備をお願いします。 （記入例）L型＋舗装整備／境界石＋舗装整備／コンクリート仕上げ 等 排水計画も併せて記入してください。 （記入例）最終樹から下水本管に接続／雨水は宅内浸透 等	
	4 後退用地の維持管理に関する事項		
維持管理を行う者	☒ 市 ☐ 建築主 ☐ 土地所有者		
5 その他		「市へ寄附」する場合は市に✓をしてください。	
		令和6年6月30日以前に後退用地を市に寄附している場合は、「その他」欄に寄附年月日を記載してください。（記載例：平成〇年〇月〇日 市に寄附済み）	
		土地所有者を代表者とした場合は、申入れ者の責任のもと、権利者間で選出した旨を「その他」欄に記載してください。	

4.後退用地の整備と維持管理

(1)狭あい道路が市道の場合

- 後退用地を市に寄附※していただいた場合は、市が整備及び維持管理します。

※事前(任意)協議により「川口市道路後退用地整備要綱」又は「川口市狭あい道路拡幅整備助成金交付要綱」による寄附手続きの対象となったものに限りです。

- 後退用地の権原が土地所有者のまま(市へ寄附しない)の場合は、自主整備及び自主管理となります。

※自主整備方法は、現況道路と同等仕様での整備を原則とし、事前(任意)協議により決定します。

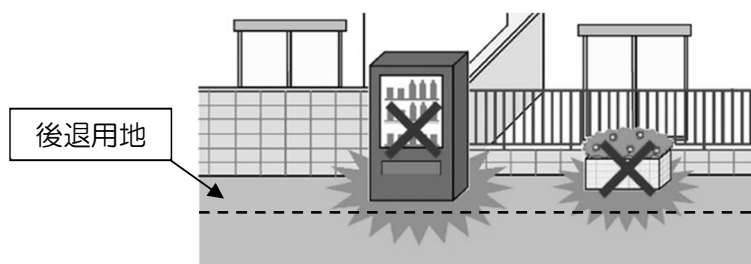
例：L型＋舗装整備、境界石(縁石)＋舗装整備、コンクリート仕上げ 等

(2)狭あい道路が市道以外の場合

- 狭あい道路が市道以外の場合は、自主整備及び自主管理となります。
- 自主整備方法は、現況道路と同等仕様での整備を原則とし、道路の管理者や関係権利者間で確認のうえ決定してください。
- 狭あい道路が私道の場合、道路中心線の位置は申請者の責任のもと、関係権利者同士で確認してください(市に報告する必要はありませんが、トラブル回避のために書面を交わすことをおすすめします。)

5.支障物件の設置の禁止等

条例により、狭あい道路及び後退用地に緊急自動車や日常の通行の支障となるものを設置することが禁止となります。なお、後退用地等に緊急自動車の通行の支障となるものを設置した場合、勧告・命令の対象となります。



支障となるもの例
・プランター
・花壇
・自動販売機など

6.道路後退用地分筆補助金（川口市道路後退用地整備要綱）【市道のみ】

事前(任意)協議により後退用地を市へ寄附する場合は、予算の範囲内で以下の補助金を交付します。

補助項目	内 容	補助額
寄附に係る分筆登記	後退用地の調査、測量、分筆及び登記にかかる経費	助成対象額×2/3 かつ 上限12万円

※適合通知を受ける前に契約、分筆を行わないでください。契約等を行った後では補助金交付の対象外となります。

※事前(任意)協議申入書と同時に提出することが可能です。

※申請年度の1月31日までに手続きを完了する必要があります。

※詳細は「川口市道路後退用地整備要綱」をご確認ください。

7.狭あい道路拡幅整備助成金（川口市狭あい道路拡幅整備助成金交付要綱）【市道のみ】

事前(任意)協議により、後退義務のない狭あい道路の後退用地や狭あい道路に接する角敷地の隅切り用地を市へ寄附する場合は、予算の範囲内で以下の助成金を交付します。

助成項目	内 容	助成額
寄附に係る分筆登記	後退用地・隅切り用地の調査、測量、分筆及び登記にかかる経費	助成対象額×2/3 かつ 上限35万円
支障物撤去	後退用地・隅切り用地における支障物撤去工事にかかる経費	助成対象額×2/3 かつ 上限30万円
道路拡幅協力	後退用地を寄附することに対する対価	後退用地面積×固定資産税路線価 上限95万円
隅切り設置協力	隅切り用地を寄附することに対する対価	隅切り用地面積×固定資産税路線価 上限25万円

※適合通知を受ける前に契約、分筆及び工事を行わないでください。契約等を行った後では助成金交付の対象外となります。

※事前(任意)協議申入書と同時に提出することが可能です。

※申請年度の1月31日までに手続きを完了する必要があります。

※詳細は「川口市狭あい道路拡幅整備助成金交付要綱」をご確認ください。

8. 条例・規則

川口市狭あい道路の拡幅等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項の道路その他の道が、日常生活における通行並びに災害等の際の迅速な避難並びに消火活動、救急活動及び救助活動のための通行（以下「緊急時の通行」という。）の確保に重要な役割を果たしていることに鑑み、狭あい道路におけるそれらの通行の確保を図るため、狭あい道路の拡幅並びに狭あい道路及び後退用地の適切な管理について必要な事項を定め、もって安全な市街地の形成及び良好な住環境の整備に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 狭あい道路 次に掲げる道をいう。

ア 法第42条第2項の規定による指定をされた道

イ 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の3第4項第3号に規定する通路に該当すると市長が認めた道

(2) 後退用地 狭あい道路の後退線（当該狭あい道路の中心線（前号イに掲げる道にあつては、当該道の中心線として市長が定めた線。以下同じ。）からの水平距離2メートルの線（当該狭あい道路がその中心線からの水平距離2メートル未満で法第42条第2項ただし書に規定する崖地等に沿う場合においては、当該崖地等の狭あい道路の側の境界線及びその境界線から狭あい道路の側に水平距離4メートルの線）をいう。）の内側にある土地のうち当該狭あい道路の部分を除いた部分をいう。

(3) 狭あい道路の拡幅 狭あい道路及びその接する後退用地を一体の道として利用することができるよう道路状の形態に整備することをいう。

(市の責務)

第3条 市は、狭あい道路の拡幅並びに狭あい道路及び後退用地の適切な管理に関する施策について周知を図るとともに、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

(道路等の所有者等の責務)

第4条 法第42条第1項の道路その他の道の所有者等（所有権、賃借権その他の土地を使用する権利を有する者をいう。以下同じ。）は、当該道を、日常生活における通行及び緊急時の通行に支障を生じさせないように、適切に管理しなければならない。

2 後退用地の所有者は、市が実施する狭あい道路の拡幅に関する施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民及び建築主（法第2条第16号に規定する建築主をいう。以下同じ。）は、市が実施する狭あい道路の拡幅に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事前協議）

第6条 建築主は、次に掲げる行為を行う場合において、その計画に係る建築物（法第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）又は工作物の敷地が後退用地（市が所有するものを除く。以下この条において同じ。）に接し、又は後退用地を含むときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に狭あい道路の拡幅に関する協議を申し入れなければならない。

（1）法第6条第1項及び第6条の2第1項（これらの規定を法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請

（2）法第18条第2項（法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知

2 前項の規定に基づく協議（以下「事前協議」という。）は、後退用地の範囲に関する事項その他の規則で定める事項について行うものとする。

3 建築主は、事前協議に係る後退用地の所有権を有していないときは、当該後退用地の所有者とともに事前協議の申入れを行わなければならない。

4 事前協議を行った者は、当該事前協議に係る後退用地に関する権利の移転又は設定をしようとするときは、当該移転又は設定により権利を取得する相手方に対し、当該事前協議の内容を説明しなければならない。

（事前協議に係る勧告）

第7条 市長は、前条第1項に規定する場合において、同項各号に掲げる行為を行った建築主が正当な理由がなくて同項の規定による申入れを行っていないと認めるときは、当該建築主に対し、同項の規定による申入れを行うよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告をした場合において、特に必要があると認めるときは、当該勧告をした旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表を行うときは、あらかじめ、当該勧告に係る建築主に意見を述べる機会を与えなければならない。

（任意協議）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、後退用地の所有者に対し、規則で定めるところにより、狭あい道路の拡幅についての協議を申し入れることができる。

2 後退用地の所有者は、市長に対し、規則で定めるところにより、狭あい道路の拡幅についての協議を申し入れることができる。

3 第6条第2項及び第4項の規定は、前2項の規定に基づく協議（以下「任意協議」という。）について準用する。

（狭あい道路の拡幅に係る工事）

第9条 市長は、事前協議又は任意協議の結果、市が狭あい道路の拡幅を行うことを適当と認めた後退用地について、狭あい道路の拡幅に係る工事を実施するものとする。

（支障物件の設置の禁止等）

第10条 狭あい道路及び後退用地（規則で定めるものを除く。）であって一般交通の用に供されているも

の（以下「狭あい道路等」という。）の所有者等は、当該狭あい道路等に支障物件（土地に定着する工作物その他の物件（建築物及び法第44条第1項に規定する擁壁を除く。）で緊急自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車をいう。以下同じ。）の通行の支障となるものをいう。以下同じ。）を設置してはならない。

- 2 前項に規定するもののほか、狭あい道路等の所有者等は、当該狭あい道路等に日常生活における通行及び緊急時の通行の支障となる物件をみだりに設置してはならない。
- 3 狭あい道路等の所有者等は、安全かつ円滑な通行の妨げとならないように当該狭あい道路等を管理するよう努めなければならない。

（支障物件の除却等に係る勧告）

第11条 市長は、狭あい道路等の所有者等が前条第1項の規定に違反していると認めるときは、当該所有者等に対し、当該狭あい道路等に設置されている支障物件の除却、移動その他緊急自動車の通行の確保のための措置をとるよう勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告をするときは、あらかじめ、当該勧告に係る所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

（命令）

第12条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定による命令をしたときは、当該命令の内容を公表するものとする。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、狭あい道路の拡幅並びに狭あい道路及び後退用地の適切な管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に同項各号に掲げる行為をする建築主について適用する。
- 3 当分の間、第6条第1項の規定の適用については、同項中「後退用地」とあるのは、「市道に接する後退用地」と読み替えるものとする。

川口市狭あい道路の拡幅等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川口市狭あい道路の拡幅等に関する条例（令和5年条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 条例第6条第1項の規定による協議の申入れは、同項各号に掲げる行為を行う時まで、様式第1号の申入書を市長に提出することにより行うものとする。

2 条例第6条第2項（条例第8条第3項において準用する場合を含む。）の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 後退用地の範囲に関する事項
- (2) 後退用地の権原に関する事項
- (3) 後退用地の整備に関する事項
- (4) 後退用地の維持管理に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(任意協議)

第3条 条例第8条第1項の規定による協議の申入れは、様式第2号の申入書を当該協議に係る後退用地の所有者に送付することにより行うものとする。

2 条例第8条第2項の規定による協議の申入れは、様式第3号の申入書を市長に提出することにより行うものとする。

(協議済通知書の交付等)

第4条 市長は、条例第6条第1項又は第8条第1項若しくは第2項の規定に基づく協議（以下この条において「協議」という。）が調ったときは、当該協議の相手方に対し、様式第4号の通知書を交付するものとする。

2 市長は、第2条第1項若しくは前条第2項の申入書の提出があった日又は同条第1項の申入書を送付した日から相当の期間を経過しても協議が調わないときは、当該協議を終了することができる。

3 市長は、前項の規定により協議を終了したときは、その旨を様式第5号の通知書により、当該協議の相手方に通知するものとする。

(勧告)

第5条 条例第7条第1項及び第11条第1項の規定による勧告は、様式第6号の勧告書により行うものとする。

(規則で定める後退用地)

第6条 条例第10条第1項の規則で定める後退用地は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条第1項に規定する道路に2メートル以上接する敷地に接し、又は含まれる後退用地であって、同法第42条第1項に規定する道路に該当しないものとする。

(命令)

第7条 条例第12条第1項の規定による命令は、様式第7号の命令書により行うものとする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

様式第 1 号

狭あい道路拡幅整備事前協議申入書

年 月 日

(あて先) 川口市長

建 築 主	住 所
	氏 名
	電 話 番 号
土 地 所 有 者	住 所
	氏 名
	電 話 番 号

川口市狭あい道路の拡幅等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり協議を申し入れます。

協 議 箇 所 等	協議に係る土地の 所在地	(地番) 川口市
	狭あい道路の種別	☐ 建築基準法第 4 2 条第 2 項 ☐ 建築基準法施行規則第 1 0 条の 3 第 4 項第 3 号
	工事施工者 ※自主整備を行う 場合のみ記入	所在地 名称 担当者 電話番号
	添付書類	案内図・公図・登記事項証明書・配置図

次の項目について、事前協議申入書を提出する時点の予定で記載してください。

協 議 事 項	1 後退用地の範囲に関する事項	
	☐ 後退義務あり ☐ 後退義務なし	
	後退方法 ☐ 中心後退 ☐ 一方後退 ☐ その他（ ）	
	2 後退用地の権原に関する事項	
	後退用地の 取扱い	☐ 市へ寄附 ☐ 土地所有者のまま
	3 後退用地の整備に関する事項	
	整備を行う者	☐ 整備済み ☐ 市 ☐ 建築主 ☐ 土地所有者
	整備方法	
	4 後退用地の維持管理に関する事項	
	維持管理を 行う者	☐ 市 ☐ 建築主 ☐ 土地所有者
5 その他		

狭あい道路拡幅整備協議申入書

年 月 日

(あて先) 川口市長

土地所有者 住 所
氏 名
電話番号

川口市狭あい道路の拡幅等に関する条例第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり協議を申し入れます。

協 議 箇 所 等	協議に係る土地の 所在地	(地番) 川口市
	狭あい道路の種別	☐ 建築基準法第 4 2 条第 2 項 ☐ 建築基準法施行規則第 1 0 条の 3 第 4 項第 3 号
	工事施工者 ※自主整備を行う 場合のみ記入	所在地 名称 担当者 電話番号
	添付書類	案内図・公図・登記事項証明書

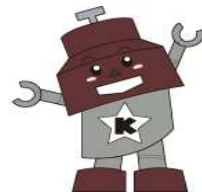
次の項目について、協議申入書を提出する時点の予定で記載してください。

協 議 事 項	1 後退用地の範囲に関する事項	
	☐ 後退義務あり ☐ 後退義務なし	
	後退方法 ☐ 中心後退 ☐ 一方後退 ☐ その他（ ）	
	2 後退用地の権原に関する事項	
	後退用地の 取扱い	☐ 市へ寄附 ☐ 土地所有者のまま
	3 後退用地の整備に関する事項	
	整備を行う者	☐ 整備済み ☐ 市 ☐ 建築主 ☐ 土地所有者
	整備方法	
	4 後退用地の維持管理に関する事項	
	維持管理を行 う者	☐ 市 ☐ 建築主 ☐ 土地所有者
5 その他		

川口市狭あい道路拡幅整備事業に関する手引き
(令和 8 年 4 月 1 日発行)

＜お問合せ先＞

川口市役所 都市計画部 建築安全課 建築指導第 2 係
川口市青木 2-1-1 (第一本庁舎 3 階)
TEL 048-258-1199



川口市マスコット
「きゅぼらん」